平成３０年（フ）第３号
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽306番地56
債務者　平出　美幸
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第９９９号
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町１番地　明輝マンション　205
債務者　杉本　博明
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
京都市伏見区醍醐下山口町５番地　一言寺団地Ｃ２―426、前住所京都市中京区丸太町通油小路西入丸太町37番地
債務者　髙山　ユリ
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４４号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－２棟1305号室
債務者　藤村　雅一
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５０号
兵庫県姫路市北条口２丁目11番地
債務者　前田　安子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０１０号
広島市安芸区船越南２丁目20番16号
債務者　平井　孝治
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９号
広島市西区井口２丁目24番50―401号
債務者　鍛治田　誠
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４号
広島市中区舟入中町３番６―804号　パートナー広島
債務者　黒瀬　浩澄
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０７６号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石917番地31　パピーヒルズ６号
債務者　廣田　優子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１４９号
福岡市西区大字田尻2697番地１
債務者　赤塚　孝子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３８号
熊本市東区長嶺南３丁目３番72号
債務者　松井　淑子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３９号
熊本市東区長嶺南３丁目３番72号
債務者　松井　素子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４３号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町11番12号
債務者　板井　育子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第５号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町11番32号（ヴィラ佐大熊204号）
債務者　徳田りつみ
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第２１号
沖縄県豊見城市字宜保256番地　ハイビスカス　201号室
債務者　山内　里奈（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４号
長野県岡谷市加茂町４丁目９番１―122号
債務者　今井裕弥子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第４４号
岐阜県美濃市曽代28番地３　市営梅山住宅３号棟401号室
債務者　尾崎　　勉
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
岐阜地方裁判所